

福岡市車体利用広告の特例許可に関するガイドライン

1 本ガイドラインの趣旨

福岡市では、良好な景観の形成を図るため、その区域や、方針等を福岡市景観計画として定めており、市民・事業者・行政などの各主体が、景観まちづくりに取り組むための基本的な事項を示している。

本ガイドラインは、福岡市屋外広告物条例第9条第2項ただし書きにより認める（以下、特例許可という）者について、福岡市都市景観計画に基づく、良好な景観形成等への取組み等について一定の指針を示すとともに、特例許可に関する審査に際しての指針とするものである。

ただし、国又は地方公共団体が実施する事業等については、別に定めるところによる。

2 特例許可に関する手続き等について

(1) 特例許可の申請に当たっては、以下の点について盛り込んだ市との協定を締結すること。

- ① 福岡市の良好な景観形成等に向けた取組みを実施すること。
- ② 市の魅力向上につながるデザインを目指し、自主的な審査により、色彩、意匠等が都市の景観と調和のとれた広告物となるようその担保に努めること。
- ③ 特例許可を受けることにより掲出する屋外広告物によって得られる収入のうち一部の額が、福岡市の良好な景観形成のための費用に充てられること。
- ④ 協議窓口を設け、市からの協議に真摯に応じること。

(2) (1)の協定を締結した者により特例許可申請がなされた車体利用広告物について、特例許可を行うことが可能な意匠かどうかは、有識者で構成される『福岡市車体利用広告物デザイン審査委員会』にて審査を行い、その結果を基に福岡市において判断するものとする。